

経済再生と財政健全化の両立に向けて

2025年4月10日

十倉 雅和

中空 麻奈

新浪 剛史

柳川 範之

我が国経済社会は、人口減少・少子高齢化という長期にわたる構造的な課題に直面している中で、足元では、金利ある世界に移行する下で、米国の通商政策により世界経済全体の不確実性が急速に高まっている。有事にあって万全の対応を期するためにも、債務残高対GDP比の安定的引下げの実現など、常に長期を見据えた一貫性のある経済財政政策の方向性を明確に示し、日本の経済財政に対する市場の信認を確実なものとしていくことが求められる。

昨年策定した「経済・財政新生計画」は、人口減少が深刻化する2030年代以降も経済・財政・社会保障が持続可能となる姿¹からバックキャストして、2030年度までを対象期間として策定されたものであり、今後も、この枠組みの下で、物価上昇率の高まりや経済の急変リスク等には必要な支援に万全を期しつつ、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を進める中で、財政状況の改善に取り組むことが重要である。こうした考え方に基づき、以下提言する。

1. 長期を見据えた潜在成長力強化と適切な経済財政運営

- 我が国の持続可能性を確保するには、安定的な実質1%超の成長を実現する必要がある。生産年齢人口の減少が本格化する下で、そのハードルは決して低くないが、今後とも、「経済あつての財政」との考え方の下、賃上げモメンタムの定着に資する環境整備とともに、潜在成長率の引上げに重点を置いた政策運営を行い、この目標の実現に向けて取り組む。
 - ▶ 官民連携による多年度にわたる計画的な投資促進について、GX投資など勝ち筋となる分野の競争力を高めるため、EBPMアクションプラン等に基づく大胆なメリハリ付けの下で、政策効果を最大化するワイズスペンディングを徹底する。
 - ▶ 人手・資材等の不足による経済への負の波及効果を緩和するべく、生産性向上につながる、省力化・DX投資、リスクリング等の人への投資、円滑な労働移動に適した労働市場改革、規制・制度改革など供給力強化に重点を置いた政策を実行する。
- 同時に、内外の経済動向を十分に分析し、必要な支援に万全を期すなど、適切な経済財政運営を講じる。

2. 全世代型社会保障の構築と財政健全化の推進

- 本年1月の中長期試算では、2025年度にPBは黒字化しないものの、財政状況が中期的に改善していく姿は維持された²。今後も、中期的な財政健全化のパスが保たれるよう、恒常的な歳出増や歳入減につながる教育無償化や所得控除の拡大等については、安定財源を確実に措置する。

¹ 「経済・財政・社会保障に関する長期推計」(2024年4月内閣府)によれば、人口減少が深刻化する2030年代以降も、実質1%を上回る経済成長を実現するとともに、これまでと同様に医療・介護給付費対GDP比の上昇基調に対する改革に取り組み、一定幅でのPBの黒字基調を維持していくことで、長期的な経済・財政・社会保障の持続可能性が確保される。

² 試算公表後、2025年度予算の修正が行われたが、歳出と税収・税外収入が概ねバランスしており、同年度のPBへの影響は軽微とみられる。

- 賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行を進める中で、有事にあって万全の対応を可能とする歳出構造を確立する。規模が拡大している基金事業については、EBPMに基づく効果検証とそれを踏まえた資金分配の見直しを徹底し、基金所管省庁ごとに、その政策効果や効率性を高め、説明責任を果たすとともに、余剰資金については国庫に返納する。
- 社会保障の持続性確保と機能の向上には、現役世代の負担を軽減し、誰もが年齢にかかわらず能力や個性を生かして支え合う全世代型社会保障の構築が不可欠。「改革工程」を踏まえ、社会保障については、引き続き、DXの推進を含めた効率化を進めつつ、公的価格の対応を含め、国民が安心できるサービス提供体制の確保やエッセンシャルワーカーの賃上げと、保険料負担の上昇抑制による国民の可処分所得向上とを両立させるメリハリある対応を実施する。
- その上で、有事に備えた財政余力を確保するためにも、「経済・財政新生計画」の枠組みの下、可能な限り早期のPB黒字化を目指すとともに、財政健全化目標を速やかに示す。ただし、短期的な景気変動にも対応できるよう柔軟性を備える必要がある。

3. 歳出改革の継続と経済・物価動向等への対応

- 以上の道筋を実現すべく、骨太方針2024に基づき、経済・物価動向等に配慮しながら、これまでの歳出改革努力を継続する。その際、民間部門における賃上げ原資の確保や人件費・原材料費の価格転嫁、更には成長と分配の好循環の実現に貢献する観点から、政府部門は賃金や調達価格の上昇に適切に対応する。
- 物価や賃金が上がらない状況が長く続いてきた中で、従来の慣性のまま、各種の入札制度の運用や価格決定が行われることのないよう、次の方針に沿って取り組む。
 - 公共調達における契約価格については、国・地方における低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入拡大とその状況の見える化による推進や、地方における両制度の基準価格の算定方法に関する業所管省庁から自治体への情報提供等を早期に実施する。
 - 公的制度に係る単価等³については、制度所管省庁が多岐にわたる中、省庁横断的に見直しを進めるべく、経済財政諮問会議の下で対応状況を点検する。
 - 政府の調達価格や予算単価等が、最低賃金を始めとする賃上げ原資を確保する水準に設定されるよう取り組むとともに、その際には、2%の物価目標と整合的に設定されることが重要であり、価格引上げに当たっては、客観的な物価・賃金指標との整合性に留意する。また、経済動向の変化に柔軟に対応すべく、可能なものから年度途中で速やかな価格改定を実行する。

³ 公的制度に係る単価等の見直しの例としては、公共事業に関する補助金は必要額を交付する際に物価動向等を織り込んでいくところ。これに加えて、物価指標等の動きを踏まえ、見直しを行っている補助金も存在（例：災害公営住宅整備事業の補助限度額、ひとり親家庭住宅支援資金貸付の貸付上限額、公立学校施設整備負担金の補助単価、等）。